

別表六(三十三)

「20」、「27」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(三十三) 令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度		法人名	特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			
			可			
(別表六(七)「3」、「7」、「8」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)						
措法第42条の12の7第4項から第6項までの該当項		1	第 項	第 項	第 項	第 項
事 業 種 目		2				
情 報 技 術 事 業 適 応 設 備 等 の 取 得 価 値 及 び 明 細 額	種 類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
	取 得 年 月 日					
	事業の用に供した年月日					
取得価額又は製作価額						
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額						
差引改定取得価額	(8) - (9)					
事業適応設備の取得等をした場合						
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(情報技術事業適応設備の取得等をした場合)を適用している場合						
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第4項」						
② 「区分番号」欄：「00667」						
③ 「適用額」欄：「20」欄の金額						
調整前法人税額超過構成額						
別表六(六)「8の㉔」						
当期税額控除額						
(25) - (26)						
取得価額の合計額						
別表六(六)「8の㉕」						
調整前法人税額超過構成額						
別表六(六)「8の㉕」						
当期税額控除額						
(18) - (19)						
支出した金額の合計額						
(12)の合計						
同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額						
繰延資産税額控除限度額						
$((21) - (22)) \times \frac{3}{100} + (22) \times \frac{5}{100}$						
当期税額基準額残額						
$(13) \times \frac{20}{100} - (18)$						
調整前法人税額超過構成額						
別表六(六)「8の㉕」						
当期税額控除可能額						
(30)と(31)のうち少ない金額						
調整前法人税額超過構成額						
別表六(六)「8の㉕」						
当期税額控除額						
(32) - (33)						
法人税額の特別控除額						
(20) + (27) + (34)						
機 械 設 備 等 の 概 要						

**「27」欄**  
 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(事業適応繰延資産となる費用を支出した場合)を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第5項」  
 ② 「区分番号」欄：「00668」  
 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

**「20」欄**  
 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(情報技術事業適応設備の取得等をした場合)を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第4項」  
 ② 「区分番号」欄：「00667」  
 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

**「34」欄**  
 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(生産工程効率化等設備等の取得等をした場合)を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第6項」  
 ② 「区分番号」欄：「00669」  
 ③ 「適用額」欄：「34」欄の金額